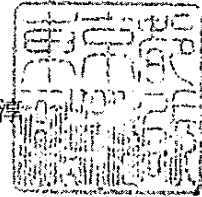




31福保保疾第2374号  
令和2年3月4日

公益社団法人東京都医師会  
会長 尾崎 治夫 様

東京都福祉保健局長  
内藤 淳



被爆者等における健康診断実施医療機関への周知について（依頼）

日頃から、東京都被爆者援護事業に御理解と御協力を頂き、厚くお礼申し上げます。  
さて、標記事業につきまして、都は都内医療機関に委託して被爆者健康診断及び被爆者の子の健康診断を実施しているところです。  
このたび、受診者の利便性の向上を図るため、婦人科検診の実施医療機関の拡充を考えております。  
つきましては、各地区医師会に当事業への周知をよろしくお願い申し上げます。

#### 記

- 1 事業内容について  
別紙「被爆者等の乳がん検診・子宮がん検診について」のとおり。  
なお、特別な検査項目はありません。
- 2 対象となる医療機関  
乳がん検診又は子宮がん検診を実施している医療機関
- 3 依頼理由  
被爆者等の高齢化に伴い、住まいに近い各区市町村の医療機関で乳がん検診又は子宮がん検診を受診したいとの強い要望があったため。
- 4 根拠法令
  - (1)「原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律」
  - (2)「原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行規則」
  - (3)「東京都原子爆弾被爆者等の援護に関する条例」
  - (4)「東京都原子爆弾被爆者等の援護に関する条例施行規則」
  - (5)「原子爆弾被爆者等健康診断実施要領」
  - (6)「原子爆弾被爆者がん検診実施要領」
- 5 手続きについて  
検診を実施していただける場合は、下記担当まで御連絡ください。契約手続きに必要な書類を送付いたします。

#### 【担 当】

福祉保健局保健政策部疾病対策課被爆者援護担当  
電話番号 03-5320-4473 (ダイヤル)  
32-931 (都庁内線)  
ファクシミリ番号 03-5388-1437

## 被爆者等の乳がん検診・子宮がん検診について

### 1 目的

原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律等に基づき、被爆者及び被爆者の子に対し健康診断を行うことにより、その健康の保持・向上を図る

### 2 事業対象者

被爆者及び被爆者の子

### 3 実施していただく検診の概要

#### (1)検査項目

ア 乳がん検診 問診、視診、触診、乳房エックス線検査（マンモグラフィ）

イ 子宮がん検診 問診、視診、内診、子宮頸部細胞診

※ 医師が必要と認めるときは、更に子宮体部の細胞診及びコルポスコープ検査も実施可能

#### (2)検査時期

ア 定期健診 年2回（5月から6月及び11月から12月）

イ 希望健診 4月1日から3月15日までの期間、定期健診以外に年2回を限度として受診可能

※希望健診の実施は任意

### 4 その他

被爆者健康診断は、東京都と被爆者健康診断の実施について委託契約している医療機関で行います。  
委託契約に特別な条件はありません。また、特別な検査項目などありません。

乳がん検診・子宮がん検診の一方のみ又は双方実施のいずれの契約も可能です。

なお、精密検査を除き受診者の自己負担はありません。費用は都よりお支払いいたします。

その他具体的な検査内容等の詳細は、別添「原子爆弾被爆者がん検診実施要領」をご覧ください。

### 5 手続きについて

検診を実施していただける場合は、下記担当まで御連絡ください。契約手続きに必要な書類を送付いたします。

#### 【担 当】

福祉保健局保健政策部疾病対策課被爆者援護担当

電 話 03-5320-4473（ダイヤル）

32-931（都庁内線）

ファクシミリ 03-5388-1437

## 健康診断契約医療機関数（令和2年4月現在）

機 契 ⇒ 関 約 数 医 療	子 宮が ん検 診	
	乳 が ん 検 診	
千代田区	0	0
中央区	1	1
港区	3	3
文京区	2	3
台東区	0	0
計	6	7

新宿区	4	4
中野区	1	1
杉並区	4	4
計	9	9

品川区	0	0
大田区	3	4
計	3	4

目黒区	0	0
世田谷区	5	3
渋谷区	3	3
計	8	6

豊島区	1	1
北区	1	0
板橋区	0	1
練馬区	3	3
計	5	5

荒川区	0	0
足立区	2	1
葛飾区	1	1
計	3	2

墨田区	1	0
江東区	0	0
江戸川区	0	0
計	1	0

機 契 ⇒ 関 約 数 医 療	子 宮が ん検 診	
	乳 が ん 検 診	
八王子市	2	2
町田市	1	2
日野市	1	1
多摩市	1	1
稲城市	1	1
計	6	7

武蔵野市	1	1
三鷹市	0	0
府中市	1	1
調布市	0	1
小金井市	1	1
狛江市	1	1
計	4	5

小平市	0	1
東村山市	0	0
清瀬市	1	0
東久留米市	0	0
西東京市	1	2
計	2	3

立川市	4	2
昭島市	0	0
国分寺市	0	0
国立市	0	0
東大和市	0	0
武蔵村山市	0	0
計	4	2

青梅市	1	1
福生市	1	1
羽村市	0	0
あきる野市	1	1
瑞穂町	0	0
日の出町	1	1
檜原村	0	0
奥多摩町	0	0
計	4	4

機 契 ⇒ 関 約 数 医 療	子 宮が ん検 診	
	乳 が ん 検 診	
大島町	0	1
利島村	0	0
新島村	0	0
三宅村	0	0
御蔵島村	0	0
八丈町	0	0
青ヶ島村	0	0
小笠原村	0	0
計	0	1

## 原子爆弾被爆者等健康診断実施要領

### 第1 健康診断の受診対象者

この要領により、健康診断を受けることができる者（以下「受診対象者」という。）は、次に該当する者で都内に住所を有する者とする。

- (1) 被爆者健康手帳所持者（以下「被爆者」という。）
- (2) 第一種健康診断受診者証所持者
- (3) 第二種健康診断受診者証所持者
- (4) 健康診断受診票所持者（以下「被爆者の子」という。）

### 第2 健康診断の種類

健康診断の種類は、定期健康診断及び希望健康診断とする。

- (1) 定期健康診断は、年2回、春と秋とに実施する。
- (2) 希望健康診断は、受診対象者の希望により年2回まで受診することができる。ただし、被爆者の子は、希望健康診断を受診できない。
- (3) 第二種健康診断受診者証所持者は、定期健康診断又は希望健康診断のいずれかを年1回を限度に受診できるものとする。

### 第3 実施方法

#### 1 受診手続

- (1) 定期健康診断の受診対象者は、受診の際、被爆者健康手帳、第一種健康診断受診者証若しくは第二種健康診断受診者証又は健康診断受診票を実施医療機関に提出するものとする。
- (2) (1)により提出された被爆者健康手帳、第一種健康診断受診者証若しくは第二種健康診断受診者証又は健康診断受診票は、健康診断終了後、検査結果を記入の上、受診者に返還するものとする。

#### 2 実施期間

- (1) 定期健康診断の実施期間は、春期分は5月1日から6月末日まで、秋期分は11月1日から12月末日までとする。
- (2) 希望健康診断の実施期間は、4月1日から3月15日までとする。

### 第4 健康診断の検査項目

検査の種類は、一般検査、がん検診及び精密検査とする。

#### 1 一般検査

一般検査は、基本検査と附加検査に区分し、次に掲げる検査を行うものとする。ただし、附加検査は、医師が必要と認める場合に限り行うものとする。

##### 基本検査

- (1) 視診、問診、聴診、打診及び触診による検査
- (2) CRP検査
- (3) 血球数計算（赤血球数、白血球数）

- (4) 血色素検査
- (5) 尿定性検査（糖、<sup>たんぱく</sup>蛋白、ウロビリノーゲン、潜血）
- (6) 血圧測定
- (7) 心電図検査（東京都単独検査）
- (8) 胸部エックス線撮影検査（東京都単独検査）

#### 附加検査

- (9) 肝臓機能検査（AST、ALT、 $\gamma$ -GTP検査）
- (10) ヘモグロビンA1c検査
- (11) 血清総コレステロール定量検査（東京都単独検査）

## 2 がん検診

がん検診は、次のとおり実施する。ただし、第二種健康診断受診者証所持者は、受診の対象外とする。

なお、検診の方法は、別に国が定める要領に準拠する。

- (1) 被爆者又は第一種特例受診者証所持者の申請によるものにあつては、年1回を限度として第2(2)の希望健康診断に代えて、次の①から⑥までに掲げる検診を行うものとする。
- (2) 被爆者の子の申請によるものにあつては、年1回を限度として第2(1)の定期健康診断に代えて、次の①から⑥までに掲げる検診を行うものとする。ただし、①に掲げる検査のうち、胃内視鏡検査は、受診の対象外とする。
  - ① 胃がん検診                      問診、胃部エックス線検査又は胃内視鏡検査
  - ② 肺がん検診                      問診、胸部エックス線検査  
喀痰細胞診は問診等の結果、医師が必要と認める者に対して行う。
  - ③ 乳がん検診                      問診、視診、触診、乳房エックス線検査（マンモグラフィ）
  - ④ 子宮がん検診                    問診、視診、内診、子宮頸部細胞診察  
子宮体部の細胞診及びコルポスコプ検査は、問診等の結果、医師が必要と認める者に対して行う。
  - ⑤ 大腸がん検診                    問診、免疫学的便潜血検査法（2日法）
  - ⑥ 多発性骨髄腫検診              問診、血清<sup>たんぱく</sup>蛋白分画検査

## 3 精密検査

精密検査は、一般検査及びがん検診の結果、更に精密な検査を必要とする者に対し、次に掲げる検査の範囲内で必要と認められるものを行うものとする。ただし、第二種健康診断受診者証所持者は受診の対象外とする。

- (1) 骨髄造血像検査等の血液の検査
- (2) 肝臓機能検査等の内臓の検査
- (3) 関節機能検査等の運動器の検査
- (4) 眼底検査等の視器の検査
- (5) 胸部エックス線撮影検査等のエックス線検査
- (6) その他必要な検査

## 第5 記録及び報告

### 1 健康診断記録

実施医療機関は、健康診断に関する記録を、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行規則（平成7年厚生省令第33号）様式第4号(1)から(3)までによる「健康診断個人票」に記録し、5年間保存するものとする。

### 2 報告

- (1) 実施医療機関は、健康診断を実施した日の属する月の翌月末までに「被爆者健康診断実施結果報告書」（様式第1号）に「実施結果明細書」（様式第2号から第7号まで）を添えて、福祉保健局長に報告するものとする。ただし、3月に実施した分については、3月31日までに報告するものとする。
- (2) 都は、(1)の報告書を確認後、「実施結果報告確認通知」を作成し、実施医療機関に送付する。
- (3) 実施医療機関は、実施の有無にかかわらず、実施期間終了後、終了日の属する年度の3月31日までに「被爆者健康診断年間実績報告書」（様式第9号）により福祉保健局長に報告するものとする。

## 第6 費用の負担

都は、別に定めるところにより、健康診断に要する費用の全額を負担するものとする。

## 第7 費用の請求

実施医療機関は、都が作成した「実施結果報告確認通知」到達後速やかに、「請求書」（様式第8号）をもって費用を請求するものとする。

## 第8 検査後の指導

実施医療機関は、健康診断に関する記録を被爆者健康手帳、第一種健康診断受診者証若しくは第二種健康診断受診者証又は健康診断受診票に記入するとともに検査の結果、治療を要すると認められる者に対して適切な指導を行うものとする。

また、次に掲げる被爆者、第一種健康診断受診者証所持者及び被爆者の子に対しては、所定の手続をとるよう指導するものとする。

### (1) 原爆症の認定申請について

健康診断の結果、原子爆弾の障害作用に起因して負傷し又は疾病にかかり、現に医療を要する状態にある被爆者については、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）第11条第1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けるための申請ができる旨、説明する。

### (2) 被爆者健康手帳への切替え

健康診断の結果、第一種健康診断受診者証所持者が次に掲げる障害を伴う疾病にかかっていると診断されたときは、被爆者健康手帳への切替えの申請ができる旨、説明する。

- ①造血機能障害を伴う疾病
- ②肝臓機能障害を伴う疾病
- ③細胞増殖機能障害を伴う疾病

- ④内分泌腺機能障害を伴う疾病
- ⑤脳血管障害を伴う疾病
- ⑥循環器機能障害を伴う疾病
- ⑦腎臓機能障害を伴う疾病
- ⑧水晶体混濁による視機能障害を伴う疾病
- ⑨呼吸器機能障害を伴う疾病
- ⑩運動機能障害を伴う疾病
- ⑪潰瘍による消化機能障害を伴う疾病

(3) 健康管理手当の申請

健康診断の結果、被爆者が(2)に掲げる障害を伴う疾病にかかっていると診断されたときは、健康管理手当を申請できる旨、説明する。

(4) 被爆者の子の医療費助成の申請

健康診断の結果、(2)に掲げる障害を伴う疾病により6か月以上の医療を必要とすると診断されたときは、医療費助成を申請できる旨、説明する。

附 則

この要領は、昭和55年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、昭和59年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、昭和63年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成2年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成4年4月1日から適用する。

附 則 14 健サ疾第521号

この要領は、平成14年9月1日から施行とする。ただし、第8条第2項は平成14年4月1日から適用する。

附 則 18 福保保疾第34号

この要領は、平成18年4月1日から施行とする。ただし、第4条第2項(3)については平成18年5月1日から適用する。

附 則 20 福保保疾第2181号

この要領は、平成20年4月1日から施行とする。ただし、第4条第1項については平成20年5月1日から適用する。

附 則 23 福保保疾第1603号

この要領は、平成24年4月1日から施行とする。

附 則 26 福保保疾第1517号

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 28 福保保疾第1045号

この要領は、平成28年11月1日から施行する。

【厚生労働省 通知】

○原子爆弾被爆者の医療等に関する法律施行規則の一部を改正する省令の施行に伴う被爆者大腸がん検診の実施について

(平成4年4月13日 健医発第475号)

(各都道府県知事・広島・長崎市市長あて厚生省保健医療局長通知)

最終改正 平成28年3月31日健発第0331第12号

別紙

## 原子爆弾被爆者がん検診実施要領

### 1 目的

被爆者の高齢化に伴い健康に対する不安が増大している状況等に鑑み被爆者健康診断の一環としてがん検診を行うことにより、もって被爆者の健康に対する不安の解消と健康管理の充実を図ることを目的とする。

### 2 実施主体

都道府県、広島市及び長崎市(以下「都道府縣市」という。)とする。

### 3 対象者

被爆者健康手帳の交付を受けている者及び第一種健康診断受診者の交付を受けている者(以下「被爆者等」という。)とする。

### 4 検診項目

がん検診は、次の6項目を行う。

- (1) 胃がん検診
- (2) 肺がん検診
- (3) 乳がん検診
- (4) 子宮がん検診
- (5) 大腸がん検診
- (6) 多発性骨髄腫検診

### 5 検診実施機関

当該都道府県の区域内(広島市及び長崎市にあつては市の区域内)に位置し、都道府県知事(広島市及び長崎市にあつては市長。以下「都道府県知事等」という。)が指定する医療機関のうち、原則として内科、外科及び産婦人科(婦人科)の診療科を有する病院又は診療所とする。

### 6 検診回数

被爆者等からの申請により実施する健康診断のうち1回を被爆者等の希望によりがん検診とし、4に定める各検診項目を年1回を限度として実施する。

### 7 実施に関する事項

#### (1) 検診実施機関の選定

都道府県知事等は検診の実施に当たっては、地域の実情および検査データの精度管理等の状況を勘案し、適切な検診実施機関を選定すること。

#### (2) 周知徹底



都道府県知事等はがん検診の実施に当たっては、都道府県及び市町村の公報や被爆者等に対する個別通知等により本制度の周知徹底を図ること。

(3) 申請等

都道府県知事等は、被爆者からの申請により、受診しやすい方法及び場所を検討し、受診者名簿等を検診実施機関に送付するとともに、申請者に対し場所・日時等を通知すること。

(4) 検診の実施

検診実施機関は、本要領に基づきがん検診を実施するとともに、その結果を健康診断個人票に記載し、都道府県知事等に報告すること。

(5) 受診者への指導等

都道府県知事等は、検診実施機関より報告を受けた検診結果を、被爆者健康手帳又は第一種健康診断受診者証に記載するとともに、受診者に連絡し、検診結果内容に応じ精密検査の受診等の指導を行うこと。

(6) 精度管理

都道府県知事等は、検診実施機関の精度管理の把握に努めること。

## 8 検査内容

### (1) 胃がん検診

検査内容は、問診に加え、胃部エックス線検査又は胃内視鏡検査のいずれかとする。

ア 問診

問診に当たっては、現在の症状、既往歴、家族歴、過去の検診の受診状況等を聴取する。

イ 胃部エックス線検査

(ア) 撮影方式

直接撮影又は間接撮影とする。ただし、間接撮影は7×7cm以上のフィルムを用いることとし、撮影装置は被曝線量の低減を図るため、イメージ・インテンシファイア方式が望ましい。

(イ) 撮影枚数

最低7枚とする。

(ウ) 体位等

日本消化器集団検診学会による「新・胃X線撮影法ガイドライン改訂版(2011年)」を参考にすること。

なお、造影剤の使用に当たっては、その濃度を適切に保つとともに、副作用等の事故に注意すること。

(エ) 読影

胃部エックス線写真の読影は、原則として十分な経験を有する2名以上の医師により行うこと。

(オ) 写真の保存

検診実施機関は、画像及び検診結果を少なくとも5年間保存しなければならない。

ウ 胃内視鏡検査

胃内視鏡検査の実施に当たっては、日本消化器がん検診学会による「対策型検診のための胃内視鏡検診マニュアル 2015年度版」を参考にすること。

### (2) 肺がん検診

検診内容は、問診、胸部エックス線検査及び喀痰細胞診とする。

ただし、喀痰細胞診は問診の結果医師が必要と認める者に対し行う。

ア 問診

問診に当たっては、喫煙歴、職歴及び血痰の有無は必ず聴取し、かつ、過去の検診受診状況等を聴取する。

## イ 胸部エックス線検査

### (ア) 撮影方式

直接撮影による。

### (イ) 読影

胸部エックス線写真については、2名以上の医師(このうち1名は十分な経験を有すること。)が読影する。またその結果によっては、過去に撮影した胸部エックス線写真と比較読影することが望ましい。

### (ウ) 写真の保存

検診実施機関は、画像や検体及び検診結果を少なくとも5年間保存しなければならない。

## ウ 喀痰細胞診

### (ア) 問診の結果喀痰細胞診の必要と認められた者に喀痰採取容器を配布し、喀痰を採取する。

喀痰は、起床時の早朝痰を原則とし、最低3日の蓄痰又は3日の連続採痰とする。

また、採取した喀痰(細胞)は、固定した後、パパニコロウ染色を行い顕微鏡下で観察する。

### (イ) 検体の顕微鏡検査は十分な経験を有する医師及び臨床検査技師が行う。この場合において、医師及び臨床検査技師は日本臨床細胞学会認定の細胞診専門医及び細胞検査士であることが望ましい。

また、同一検体から作成された2枚以上のスライドは、2名以上の技師が、スクリーニングする。

### (ウ) 検診実施機関は、画像や検体及び検診結果を少なくとも5年間保存しなければならない。

## (3) 乳がん検診

検診内容は、問診、視診、触診及び乳房エックス線検査とする。なお、視診及び触診は推奨しないが、仮に実施する場合は、乳房エックス線検査と併せて実施すること。

### ア 問診

問診に当たっては、現在の症状、月経及び妊娠等に関する事項、既往歴、家族歴、過去の検診の受診状況等を聴取する。

### イ 視診

乳房、乳房皮膚、乳頭及び腋窩の状況を観察する。

### ウ 触診

乳房、乳頭及びリンパ節の触診を行う。

## エ 乳房エックス線検査

### (ア) 実施機関

乳房エックス線撮影の実施機関は、当該検査を実施するに適格な撮影装置(原則として日本医学放射線学会の定める仕様基準を満たし、少なくとも適切な線量及び画質基準を満たす必要があること。)を備えるものとする。

### (イ) 撮影方法

両側乳房について、内外斜位方向撮影を行う。ただし、内外斜位方向撮影を補完する方法として、頭尾方向撮影を追加することは差し支えない。この場合において、撮影者は日本乳がん検診精度管理中央機構(日本乳癌検診学会、日本乳癌学会、日本医学放射線学会、日本産科婦人科学会、日本放射線技術学会、日本医学物理学会、日本乳腺甲状腺超音波医学会、日本超音波医学会及び日本超音波検査学会により構成される委員会をいう。以下同じ。)が開催する乳房エックス線検査に関する講習会又はこれに準ずる講習会を修了した診療放射線技師が乳房撮影を行うことが望ましい。

### (ウ) 読影

乳房エックス線写真の読影は、適切な読影環境の下で、二重読影(うち1名は十分な経験を有する医師であること。)により行う。

(エ) 写真の保存

検診実施機関は、画像及び検診結果を少なくとも5年間保存しなければならない。

(4) 子宮がん検診

検診内容は、問診、視診、内診、子宮頸部の細胞診、コルポスコープ検査及び子宮体部の細胞診(子宮内膜細胞診)とする。ただし、コルポスコープ検査及び子宮体部の細胞診は問診等の結果医師が必要と認める者に対し行う。

ア 問診

問診に当たっては、不正性器出血等の現在の症状、月経及び分娩・妊娠等に関する事項、既往歴、家族歴、過去の検診の受診状況等を聴取する。

イ 視診

陰鏡により子宮頸部の状況を観察する。

ウ 内診

双合診を行う。

エ 子宮頸部及び子宮体部の細胞診

(ア) 子宮頸部の細胞診については子宮頸管及び陰部表面の全面擦過法、子宮体部の細胞診については吸引法又は擦過法によって検体を採取し、迅速に固定した後、パバニコロウ染色を行い顕微鏡下で観察する。

(イ) 検体の顕微鏡検査は十分な経験を有する医師及び臨床検査技師が行う。この場合において医師及び臨床検査技師は日本臨床細胞学会認定の細胞診専門医及び細胞検査士であることが望ましい。

(ウ) 子宮頸部の細胞診の結果は、ベセスダシステムによって分類する。ただし、細胞診クラス分類(I、II、III(IIIa、IIIb)、IV、V)を併用しても差し支えない。

(エ) 子宮体部の細胞診の結果は「陰性」、「疑陽性」又は「陽性」に区分する。

(オ) 検診実施機関は、検体及び検診結果を少なくとも5年間保存しなければならない。

(5) 大腸がん検診

検診内容は、問診及び便潜血検査とする。

ア 問診

問診に当たっては、現在の症状、既往歴、家族歴及び過去の検診の受診状況等を聴取する。

イ 便潜血検査

免疫便潜血検査2日法で行う。

(ア) 検診受診者から検診実施機関への検体輸送は、温度管理が困難であり検査の精度が下がるので原則として行わない。

(イ) 検体の測定については、検体回収後速やかに行う。速やかな測定が困難な場合は冷蔵保存すること。

(ウ) 検診の結果は、「便潜血陰性」及び「要精検」に区分する。

(エ) 検診実施機関は、検診結果を少なくとも5年間保存しなければならない。

(6) 多発性骨髄腫検診

検診内容は、問診及び血清蛋白分画検査とする。

ア 問診

問診に当たっては、現在の症状、既往歴、家族歴、過去の受診状況等を聴取する。

イ 血清蛋白分画検査

電気泳動法により行う。